

令和3年7月29日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

共同代表

潮谷 義子

柏女 霊峰

相澤 仁

社会的養護と家庭支援の連携と協働について（要望書）

子どもの社会的養育に関しては、令和4年の児童福祉法改正に向け、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、鋭意議論が行われているものと認識しています。同専門委員会における審議においては、これまでの児童福祉法改正においていわば宿題となっていた子ども家庭福祉に関する資格の問題等だけではなく、広く現在の子ども家庭福祉をめぐる諸課題を議論する方向となっていることに、深く敬意を表するとともに、強く期待をしているところです。

また、その議論の中では、児童相談所が里親や施設による代替養育に踏み切る前段階の「家庭支援」がクローズアップされ、そのあり方が検討の一つの大きな柱になるものと伺っております。ここでいう「家庭支援」は、これまでの児童福祉における支援体制の中で最も整備の遅れている部分であり、そこを制度改正に向けた議論の中で正面から取り上げていかれることにも、感謝と敬意を表する次第です。

さて、私たち「全国家庭養護推進ネットワーク」は、このような状況を踏まえ、去る本年7月3日（土）、別添1のプログラムの下に、制度改正に向けた緊急シンポジウム「社会的養護と家庭支援をつなぐ～児童福祉法改正を展望して～」（以下「緊急シンポジウム」という。）をWEBにて開催しました。おかげさまで、登壇者も含めると約300名の参加を得、家庭支援と社会的養護の連携と協働に向けて、どのような課題があり、制度改正においてどのような施策が必要か等につき、活発な議論が行われました。

その際の議論を踏まえ、全国家庭養護推進ネットワーク幹事会として、3月の要望に引き続き、あらためて下記の事項を要望させていただきます。来年の児童福祉法改正に向けて、ご高配の程、よろしくお願い致します。

記

1. 家庭支援・地域支援に係る多様で効果的な取組に対する支援の拡充

緊急シンポジウムにおいては、

- ・ 児童家庭支援センターによる家庭支援・地域支援、
- ・ 児童発達支援センターを中心とした里親家庭をも含む家庭支援・地域支援
- ・ 乳児院やNPOによるフォスタリング機関
- ・ 保育所を拠点として活用した家庭支援・地域支援
- ・ 日本財団の「子どもの第3の居場所事業」を活用した通所による家庭支援等の事例が紹介されたが、これらの先進的な事例が、その地域だけではなく、全国に拡大・普及していくことを強く促進できるよう、財政面を含めた抜本的な支援策が必要である。

2. 家庭支援・地域支援に係る多様な事業の制度化と義務的経費による財政措置

上記の一つの方策として、3月の要望書（別添2）でも述べたように、児家セン・児童発達支援センター等が行っている児童相談所からの指導委託に基づく訪問指導、一時的な入所や通所、里親家庭支援等のフォスタリング機能等の、家庭支援・地域支援のための諸事業について、第2種社会福祉事業として制度化し、義務的経費による安定的な財政措置を講じることが必要である。

各地域で民間機関による様々な先進的取組が行われているが、これらについては、安定的な財政措置によりそれら事業を持続可能なものにしていく必要がある。また他地域においては、先進例が単なる「美談」ではなく、財政的にも安定した運営が可能となっている状況が明確になれば、同種の事業に取り組もうという意欲が増すことになる。

なお、義務的経費による制度化においては、標準的な事業を保障するだけでなく、加算等の工夫により、「先進的な取組」に対しても十分な財政措置を講じていただきたい。

3. 社会的養護を含む子ども子育て支援施策の包括化を推進するための施策

家庭支援・地域支援においても、社会的養護においても、子ども子育て支援に関する諸施策の包括化を推進することは不可欠であり、そのための地域拠点の整備は喫緊の課題である。

3月の要望書（別添2）でも申し述べたが、我が国における子ども子育て支援においては、子どもや家庭のニーズのアセスメントや自立支援計画の策定等のケアマネジメントを含むソーシャルワークによる支援体制が圧倒的に不足している。こうした子ども家庭支援における基本的、根本的な部分についても、義務的経費による制度化を図り、障害者総合支援制度における「相談支援事業者」「相談支援専門員」のような、民間機関が子どもたちあるいは子育て家庭に継続的に向き合っ、ソーシャルワークによる支援に安定して携わることができるような制度を検討すべきである。

またこのような支援体制は、言うまでもなく、実際に現場で支援するソーシャルワーカーの人材確保・育成なしには、成り立ち得ない。処遇面も含めて、包括的な人材確保・育成策を打ち出していく必要がある。

4. 児童相談所と市区町村の連携と協働について

「家庭支援」においては、市町村と児童相談所がそれぞれ所管している、子ども子育て支援のための各制度や、里親・施設・児童家庭支援センターといった社会的養護の資源を有機的に連携させて、子どもたちや子育て家庭を支援することが必要である。

例えば児童相談所が所管し登録を管理している「里親」の情報を市町村と共有し、市町村もショートステイ先として里親家庭を活用するなど、支援する子どもと家庭の状況に応じて、両者が所管する社会資源をより柔軟に有効活用できるような施策が必要である。

5. 保育所の拠点化について

保育所はすべての子育て家庭にとって敷居が低くアクセスしやすい社会資源であることから、保育所にソーシャルワーカーを配置し、通所している子どもたちだけではなく、地域のすべての子ども子育て家庭に対するソーシャルワークの拠点とするための施策について、検討すべきである。

6. 自立支援、就労支援、措置解除後のアフターケアについて

2と同様に、自立支援、就労支援や措置解除後のアフターケアについても、義務的経費による財政措置を伴う制度化が必要である。

特に現在広がりつつあるアフターケア事業については、そのニーズの大きさ、対応の困難さに鑑みて、義務的経費による安定的な財政支援を行うことが不可

欠である。

アフターケアについては、社会的養護の下にあった子どもたちであれば、以前に生活した里親家庭や施設もその担い手となるが、子どもたちの状況によって、里親家庭や施設に支援を求めることに躊躇する場合もあり、そうした場合も含めて多様な受け皿を用意するという意味でも、アフターケア事業の制度化は重要である。

また、その際、その支援対象を、社会的養護を経験した者だけでなく、成育歴や家庭環境に課題を抱えたまま成長してきた子どもたち、若者たち全体にまで広げて、支援できる制度とすべきである。

加えて、多様な受け皿を確保するためには、措置解除後における、若者支援や生活困窮者支援、障害者支援といった大人に対する支援制度との連携、その活用も重要であり、その点について、児童相談所等の関係機関に十分周知する必要がある。

7. シンポジウムにおける制度改正に関する要望

緊急シンポジウムにおける参加者アンケートにおいて、別添3のような多数の意見をいただいたので、参考にさせていただきたい。